

第 1 1 回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和 7 年 5 月 2 6 日（月）午後 2 時 4 5 分～午後 3 時 1 0 分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2 階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1 番 相良栄一郎	2 番 馬場正国	3 番 中川繁憲	4 番 楠田耕三
5 番 寺田俊秀	6 番 宮崎陽一	7 番 神崎好史	8 番 植木健太郎
9 番 石橋浩昭	1 0 番 山崎伸吾	1 1 番 寺田健蔵	1 2 番 山下勝也
1 3 番 濱本康弘	1 4 番 浅田修弘	1 5 番 内田一郎	1 6 番 伊崎美代子
1 7 番 水田 勇			
会長 太田香代子			

(農地利用最適化推進委員)

1 9 番 増田孝徳	2 0 番 入江泰子	2 3 番 松尾和昭	2 4 番 山口俊一
2 5 番 田中芳邦	2 6 番 吉岡長久	2 8 番 本多正敬	3 0 番 原田久也
3 1 番 本多晋介	3 2 番 三宅東英	3 3 番 飛永敏博	3 4 番 本多 力
3 6 番 田中八郎	3 7 番 田中昭博	3 9 番 山本敏晴	4 1 番 本田勝彦
4 2 番 柴内成世	4 3 番 金井圭司	4 4 番 石橋正浩	4 5 番 兼俵朝樹
4 6 番 本多信之介	4 7 番 木下勝徳	4 8 番 太田保則	

4 欠席委員
(農業委員)

1 8 番 金子初夫

(農地利用最適化推進委員)

2 1 番 中野裕二	2 2 番 末吉秀明	2 7 番 林田浩也	2 9 番 岡田裕弥
3 5 番 中山秀樹	3 8 番 荒木健一	4 0 番 宮崎 努	

5 議事録署名委員 3 番 中川繁憲 4 番 楠田耕三

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 菅 三郎 末永 透

[日 程]

議案第 4 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 4 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定による要請について
議案第 4 7 号	農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第 4 8 号	令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） それでは、ただいまより第11回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、18番金子委員、21番中野委員、27番林田委員、29番岡田委員、35番中山委員、38番荒木委員、40番宮崎委員の農業委員1名、推進委員6名の方から欠席の届出がっております。まだ、出席されていない委員もおられるようでございますが、出席農業委員数は18名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第11回の南島原市農業委員会総会ということでご案内を申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、先週20日、21日、長崎県下の農業委員会会長・事務局長会議が五島市で開催されました。冒頭に各種表彰の授与式があり、本農業委員会は全国農業新聞優秀農業委員会賞を受賞いたしました。これも皆様方のご協力のたまものであると感謝いたします。ありがとうございます。

会議では、令和7年度の農業委員会活動の重点事項などが協議され、農地の集積、荒廃農地の解消対策、農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及拡大について、市町ごとの数値目標が決定されました。特に荒廃農地の解消対策については、適正な非農地処理を、目標を立てて実施していく必要がございます。

また、農業委員会活動においては、委員一人一人が一月に1件以上の活動報告を行えるよう、目標達成に向け、皆様のご協力をお願いいたします。

先ほど事務局長から、農業委員19名中、出席委員は現在18名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に3番中川委員、4番楠田委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 皆様、こんにちは。今後、農地法第3条関係と農地中間管理事業に関する説明については私のほうでさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

売買2件、468平米、贈与2件、1万512平米です。

詳細を申し上げます。

（議案第44号 番号1～4を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

ですけれども、全て許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次、2番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 最後に、3番、4番の案件は口之津町の案件ですが、口之津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、私のほうから議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

番号1、諫早市の〇〇さんから南有馬町の〇〇さんへ、南有馬町〇〇番〇、地目が畑、面積が844平米になります。転用の目的が住宅及び倉庫兼車庫です。申請地を譲り受けて、自宅と父との共同で経営している電気工事店の資材、商品の保管場所として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可日、期間につきましては永年でございます。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。

住宅及び倉庫兼車庫用地844平米です。住宅、木造平家建て127.52平米、倉庫兼車庫、木造平家建て67.91平米です。最大0.4mの盛土を行い、整地を行います。土留め工事を行い、また、コンクリート舗装をするので、土砂の流出の心配はないと思われます。雨水につきましては、建物に降ったものにつきましては新設の雨樋等を経由し、東側の既設のU字溝に放流予定となっております。また、敷地につきましては東側の既存の、同じU字溝になりますけれども、そちらに向けて傾斜をさせて、同じU字溝に放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して同じ既存のU字溝に放流予定となっております。なお、放流先のU字溝に関しては、直接河川のほうに接続されております。資金につきましては、自己資金及び借入金により賄われます。なお、東側の方につきましては宅地のほうを経由して敷地に入るようになりますが、こちらについては地主との間で通行の同意が得られております。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。5月22日木曜日の日に午後2時より、私と加津佐の〇〇委員、南有馬の〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。場所は251号の南有馬の〇〇ストアというお店があるんですけれども、そこの信号を入れてすぐ、〇〇ストアの国道から右折してすぐ

見えるんですけれども、すぐ入ったところです。事務局が言われたとおり、30から40センチ上げて、東側に川があるんですけれども、既存の側溝を伝ってすぐ川に行くような、既存の側溝に行くように傾斜をつけるということでした。もうすぐ横が川なので、特に問題ないと思います。周りの畑も少し家庭菜園みたいなのはあるんですけれども、ここが下がっているんで、特に日照的にも問題はないかと思って、見てまいりました。特に異常はないと思います。皆さんの審議をよろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が説明されたとおり、何ら問題ないかと思しますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について**を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請についてを説明いたします。

4ページから6ページでございます。お願いいたします。

今月の案件ですけれども、新規が賃借権10件、1万2,350.3平米、使用貸借権19件、3万8,976平米、再設定が、6ページです、使用貸借権のみ2件、9,091平米の合計31件、6万321.3平米となっております。なお、個別の案件につきましては朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきましては、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた「農業を担う者」に貸し付けること。農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合は、ア「農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき」。イ「不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき」。ウ「農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合（目標地図の達成に支障を生じない場合に限る）」。

それと、地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していること、次の条件のア「農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること」、イ「既に効率的かつ安定的な農業経営を行なっている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること」、ウ「新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること」、エ「地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること」のいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思われます。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところではありますが、5ページ、番号13、番号19は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等はございませんか。

（「なし」との声）

議長 次に、番号13について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 番号13について、ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、要請を行うことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、要請を行うことといたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 次に、番号19について審議いたします。

本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 番号19について、ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、要請を行うことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、要請を行うことといたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社へ賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

次に、**議案第47号 農用地利用集積等促進計画（案）**についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第47号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

今月の案件でございますけれども、権利（利用権）の移転、合計4件、2万2,231平米です。なお、個別の案件については朗読を割愛させていただきます。

いずれの案件も借受者を〇〇さんから株式会社〇〇農園へ、個人経営から法人経営へ移転ということで移行されたため、利用権を個人（〇〇）から法人（株式会社〇〇農園）へ変更するもの

でございます。なお、それ以外の権利の内容については変更しないということでございます。あと、4件に分かれている理由は、契約の期間がそれぞれ違うということでございます。

あと、これまでありました農業経営基盤強化促進法に基づく権利の移転等については、この法に基づく貸し借りが今後ありませんので、今後こういう権利の移転につきましては、農地中間管理事業に伴う今回のようなものということになってまいります。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。

（「ありません」との声）

議長 ご意見がありませんので、議案第47号 農用地利用集積等推進計画（案）は、承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第48号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）**についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第48号について説明をいたします。なお、実績の数値の朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思います。

資料の9ページをご覧ください。

農地の集積ですが、今年度の集積面積が87haで、今年度末の累計が3,021haで、目標に対する達成状況が98.9%です。

資料の10ページをご覧ください。

上から3つ目の表になりますが、既存遊休農地の解消、緑区分の解消については7.1haが解消されております。目標に対する達成状況が16.5%。

11ページをご覧ください。

上の段になりますけれども、新規参入者への貸付けの農地所有者の同意、これは農地移行に伴い造成した面積になりますが、6.8haを公表しております。目標に対する達成状況が63%。

一番下のほうになりますが、最適化活動の活動目標で強化月間の設定は、現地確認（利用状況調査）の1回のみとなっております。

次、12ページをご覧ください。

中段になりますが、新規参入相談会への参加は、今年度は、6年度は実績はありませんでした。

一番下になりますが、推進委員等の点検・評価結果につきましては、定数よりも多くなっておりますのが、これにつきましては改選もあっておりますので、前委員と現委員のダブルカウントになりますので定数よりも多くなっております。

13ページをご覧ください。

事務の実施状況ですが、2番、農地法3条に基づく許可が35件申請があって、35件許可、平均の処理日数が19日です。転用に関する事務につきましては1年間で35件で、うち許可相当として県へ進達したのが35件、処理期間につきましては平均16日となっております。

以上でございます。

議長 ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、原案どおり認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）については、原案どおり認めることに決定いたします。

14ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

次に、**非農地証明書交付願**についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、非農地証明書交付願について説明いたします。

15ページと16ページになります。

番号1、加津佐町の〇〇さん、加津佐町〇〇合併地になります。地目畑、現況が山林となっております。ほか5筆になりますが、合計2,417.61平米となります。転用の目的は山林です。令和2年に父親が亡くなり相続をされておりますけれども、父の存命中の平成17年月日不詳から耕作管理できずに放置していたためということでございます。なお、山林化しております。農振内農用地外となっております。

なお、下の略図につきましては、今回、場所のところが加津佐町の〇〇小学校付近と、あと国道の近くのほうに2筆あるという形になっております。次の16ページにつきましては、それをちょっと詳細にした字図をつけております。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。この非農地証明ですけれども、5月22日の午後2時50分ぐらいから、南有馬の〇〇委員、加津佐の〇〇推進委員、そして私と事務局3人で確認してまいりました。場所ですけれども、〇〇番と〇〇番は、国道251号線の〇〇バス停のすぐ、この届け地からバス停が見えるぐらいすぐ山を登ったところです。また、もう一つの〇〇番と〇〇番は、旧〇〇小学校から歩いて二、三十mの細い道を上ったところでございます。2件とももう完全に大きな木が植わってしまっていて、さすがにこれを農地に復元するのはちょっと、費用対効果もないし、農業機械が通る道ありませんで、もうこれはどうしても非農地証明を出すしかないかなと思って、見てまいりました。ほかの委員さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員から言われたとおり、もう基盤整備から外れておりますので、無理かなと思います。

以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので……、〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。非農地証明ですけれども、周辺は農地ですか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 周辺につきましては、まず、〇〇小学校の近くの中上〇〇番と〇〇番の合併地のほうにつきましては、方角でいうと北側になるんですけれども、後ろの航空写真で見ると下側になります。下側と右側については地目が山林となっております。そして、その北側については一部が畑という形になっております。

あと、ちょっと西側になりますけれども、そちらにつきましては間に赤道があって、そして農

地があるという形になります。もう一つの国道に近いほう、地目は畑ということになりますが、こちらにつきましては、まず、〇〇番、国道のすぐ上ですね、こちらにつきましてはもう周りが山林ということになります。一部雑種地という形にもなっております。上のほうの〇〇につきましては、画面から見ると右側については山林になっています。北側と南側と西側につきましては、地目は畑になっていますけれども、こちら荒れている状態で、実際赤判定が出ているところになっております。

以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 一部農地があるということでありまして、そのところの了解は取れているんですか。あるいは周辺が全部荒れているみたいならば、全てこれを、非農地証明をすべきではないでしょうか。そのところをよろしくお願いします。

議 長 事務局。

事務局（〇〇） この地区につきましてはもう周りも、見ていただいたとおり、荒れているところもありますので、赤判定されているところも実際あっております。こちらの、まずは国道沿いのほうにつきましては、基盤整備地区に当初入っていたところだったんですけれども、実際計画上も既に外れておりまして、その当時から少し荒れ始めていた。実際もう今されていない状態で赤判定されている、前も赤判定があっているというふうなところですよ。

もう一つの小学校の近くのほうも農地等がありますけれども、実際こちら赤判定がされているところになっておりますので、ちょっと隣接のということにもなるんでしょうけれども、実際今の現状はかなり木が。こちらでもこれを管理するとか、切り倒していくのも大変というぐらいの木がありますので、現状のままという形になるのかなと思っております。

議 長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 分かりました。周辺が荒地であるならば、全てを非農地化すべきじゃないですか。事務局としてはどういう考えですか。

事務局（〇〇） 今後、非農地証明等をされるところもあるでしょう。今回はまず申請がなされておって、ちょっと速やかに非農地化したいということですので、今回はそういった手続でされております。

今後は、こういったところについては通知とかそういったところも検討を行うところかなとは思いますが、ちょっとそれも今後、いろいろな計画を立てていくところかなと思ってます。

以上です。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議 長 ほか、ご意見ございませんでしょうか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がございませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。